

大分工業高等専門学校における日本学生支援機構給付奨学生推薦基準

平成29年大高専細則第10号
制 定 平成29年6月9日

推薦方針

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する奨学資金等委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。ただし、社会的養護を必要とする学生については、推薦枠の範囲以外で推薦することができる。

選考基準

1. 人物基準

以下の全てに該当すること。

- ①就学の意欲が旺盛で、将来への展望が明確である。
- ②校則を遵守し、学生としてふさわしい学校生活を送っている。
- ③学校行事等において他の学生と協力するなど、十分な協調性を備えている。

2. 健康基準

以下のいずれかに該当すること。

- ①定期又は臨時の健康診断等により、概ね健康であると認められる。
- ②心身に障害や疾病がある場合であっても修学に耐えられると見込まれる。

3. 学力基準

以下の①、②のいずれかに該当すること。なお、社会的養護を必要とする学生（別紙）は③に該当すること。

①以下のいずれかに該当する。

ア 本科1～2学年次の学業成績（成績証明書による。）の評定を全修得科目について平均した値が4.3以上の者であること。ただし、学業成績の評定は、修得科目の評語の「A」を5点「B」を3点「C」を1点として換算する。

イ 上記に準じる学業成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる。

②ア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、(i)か(ii)のいずれかに該当する。

ア 課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。

イ 学生会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる。

ウ ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる。

- (i) 本科1～2学年次の学業成績（成績証明書による。）の評定を全修得科目について平均した値が3.5以上の者であること。ただし、学業成績の評定は、修得科目の評語の「A」を5点「B」を3点「C」を1点として換算する。
 - (ii) 上記に準じる学業成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる。
- ③以下のいずれかに該当する。
- ア 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる。
 - イ 学習に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる。

4. 家計基準

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする学生の場合は、③に該当すること。）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進級又は進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ①市区町村民税所得割を課されていないこと。（奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること。）
- ②生活保護を受給していること。（奨学金申込日現在において保護費を受給していること。）
- ③別紙「社会的養護を必要とする学生」に記載の掲げる施設等に入所している。（学生が18歳時点で入所等していた。（又はしていることが見込まれる。）こと。）

総合判定

人物基準、健康基準、学力基準及び家計基準を満たす者を推薦する。なお、推薦順位は、学力基準の学業成績の評定を全修得科目について平均した値が高い者からとする。

附 則

この基準は、平成29年 6月 9日から施行する。

社会的養護を必要とする学生

社会的養護を必要とする学生とは、申込時に以下の施設等に入所等している（学生が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる。））学生をいう。

- ① 児童養護施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する施設）
- ② 児童心理治療施設（同法第 43 条の 2 に規定する施設）
- ③ 児童自立支援施設（同法第 44 条に規定する施設）
- ④ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者）
- ⑤ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）
- ⑥ 里親（同法第 6 条の 4 に規定する者）